

徳島県鳴門わかめ認証制度実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、県産鳴門わかめの認証制度について必要な事項を定め、その制度の普及と適切な運用を図ることにより、県産鳴門わかめに対する消費者の信頼を高め、もって本県わかめ漁業及びわかめ製造・加工業を振興することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 県産鳴門わかめ

本県と香川県との県境から鳴門海峡までの播磨灘沿岸及び鳴門海峡から蒲生田岬までの紀伊水道沿岸で収穫され、県内に水揚げされたわかめ（以下「鳴門わかめ」という。）をいう。

(2) 鳴門わかめ加工業者

鳴門わかめを原料として製品（中間製品を含む。）の製造または加工を行う者（以下「加工業者」という。）をいう。

(3) 加工履歴

わかめの入荷から製品出荷までの入出庫管理及び製造・加工工程の履歴をいう。

(4) 鳴門わかめ認証マーク

この要綱で認証した鳴門わかめ商品に対して表示するマーク（以下「認証マーク」という。）をいう。

(5) 鳴門わかめ認証シール

認証マークを印刷したシール（以下「認証シール」という。）をいう。

(6) 「鳴門わかめ」原料原産地生産者証明書

県内の漁業者が販売する「鳴門わかめ」について、当該漁業者が所属する漁業協同組合が発行する産地証明書をいう。

第2章 徳島県鳴門わかめ認定審査委員会

(審査委員会)

第3条 この要綱に基づく加工業者の認定（以下「認定」という。）及びその他必要な事項を審査するため、徳島県鳴門わかめ認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

第3章 加工業者の認定

(認定の基準)

第4条 認定の基準（以下「認定基準」という。）については、別紙のとおりとする。

(認定の対象)

第5条 この要綱による認定を受けることができる加工業者は、次の各号の全てを満たす者とする。

(1) 徳島県食品表示の適正化等に関する条例（以下「条例」という。）第24条の規定に基づく特定食品製造業（水産加工業）届出事業者又は、食品衛生法（以下「法」という。）第55条第1項の規定に基づく営業許可事業者若しくは法第57条第1項の規定に基づく営業届出事業者

(2) 県内に製造・加工用施設を有する者

(3) 第2条第2号に定める加工業者

(4) 原料の全てのわかめについて、加工履歴を適切に管理している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する加工業者は、認定を受けることができない。

(1) 食品の表示及び食品衛生に係る関係法令に違反して刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(2) 食品の表示及び食品衛生に係る関係法令に違反し、これに基づく命令又は処分を受けた日から2年を経過しない者

(3) 第14条の規定により認定を廃止してから2年を経過しない者

(4) 第18条の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

(5) 法人であって、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者がある者

(認定の申請)

第6条 認定の申請を行う加工業者（以下「申請者」という。）は、徳島県鳴門わかめ加工業者認定申請書（以下「認定申請書（別紙様式1）」という。）、原料わかめ形態別産地別取扱計画書（別紙様式2）及び誓約書（別紙様式3）を知事に提出するものとする。

(認定の審査、決定等)

第7条 知事は、前条の規定に基づく申請があった場合は、申請の内容について、提出された書類の審査及び製造・加工用施設等の実地検査を行う。

2 知事は、前項の規定による書類の審査及び実地検査の結果を審査委員会に諮り、審査委員会は、認定の審査を行うものとする。

3 知事は、前項の規定による審査委員会の審査の結果、申請の内容が認定基準に適合すると認めるときは認定し、当該申請者に対し徳島県鳴門わかめ加工業者認定決定通知書（別紙様式4）を交付する。

4 知事は、第2項の規定による審査委員会の審査の結果、申請の内容が認定基準に適合しないと認めるときは、その理由を付して、当該申請者に通知する。

5 知事は、認定した加工業者（以下「認定加工業者」という。）の氏名又は名称、法人においては代表者、住所、連絡先、ホームページアドレスについて公表することがで

きる。

(認定書の交付等)

第8条 知事は、認定加工業者に対して、認定を証する書面（別紙様式5）（以下「認定書」という。）を交付する。

2 認定加工業者は、認定書を紛失し、又は破損したときは、徳島県鳴門わかめ加工業者認定書紛失・破損届出書（別紙様式6）を知事に提出し、認定書の再交付を受けるものとする。

3 前項の規定に基づき認定書の再交付を受けた後に紛失した認定書を発見した場合は、速やかに発見した認定書を知事に返納しなければならない。

(認定期間)

第9条 認定期間は、認定の日から3年目の11月末日までの3年を超えない期間とする。

(認定期間の更新)

第10条 認定加工業者は、認定期間の満了後、引き続き認定を受けようとするときは、認定期間の更新の申請をすることができるものとする。

2 前項に規定する申請は、その認定期間の満了する年の10月1日から10月31日までの間に徳島県鳴門わかめ加工業者認定更新申請書（別紙様式7）を知事に提出して行うものとする。

3 第1項の規定により更新される認定期間は、更新前の認定期間の満了する日の翌日から3年間とする。

(計画及び実績等の報告)

第11条 認定加工業者は、毎年、認定申請書（別紙様式1）もしくは認定更新申請書（別紙様式7）に記載した製造・加工実績等の報告期間（以下「実績報告期間」という。）が満了する1ヶ月前までに、翌年の原料わかめの取扱計画を別紙様式2により知事に提出しなければならない。

2 認定加工業者は、毎年、実績報告期間満了後、3ヶ月以内に実績報告書（別紙様式8）により、当該報告期間における鳴門わかめの製造・加工実績等を知事に報告しなければならない。

(認定の内容の変更)

第12条 認定加工業者は、認定を受けた内容に変更が生じたときは、遅滞なく徳島県鳴門わかめ加工業者認定事項変更申請書（別紙様式9）により知事に申請しなければならない。

(認定の承継)

第13条 認定加工業者は、次の各号のいずれかの理由により事業を承継したときは、

前条に規定する変更申請書に条例第 25 条第 1 項に規定する証票の写し又は、法第 55 条第 1 項の規定に基づく営業の許可証の写し若しくは法第 57 条第 1 項の規定に基づく営業を届け出た旨がわかる書類の写し及び誓約書（別紙様式 3）を添えて申請を行うことで、認定を承継することができる。

- （1）個人事業主が法人化したとき。
- （2）個人事業主の元で条例第 27 条第 1 項に規定する食品表示責任者として事業に従事していた者が当該事業を承継したとき。
- （3）個人事業主の元で食品衛生法施行規則別表第 17 第 1 イに掲げる食品衛生責任者として事業に従事していた者が当該事業を承継したとき。

（認定の廃止）

第 14 条 認定加工業者は、事業の廃止その他の理由により認定がなくなつた場合には、認定を廃止する日の 30 日前までに徳島県鳴門わかめ加工業者認定廃止届出書（別紙様式 10）を知事に提出しなければならない。

（認定廃止等に伴う義務事項）

第 15 条 第 10 条の規定に基づく認定期間の更新を行わず認定期間が満了した認定加工業者及び前条の規定により認定を廃止した認定加工業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）認定書を知事に返納すること。
- （2）未使用の認証シールを第 27 条に規定する認証シール発行機関へ返納すること。
- （3）認証マークを印刷した未使用の容器包装を使用しないこと。
- （4）現に流通している認証マークを表示した商品の速やかな回収に努めること。

（検査等）

第 16 条 知事は、認定加工業者に対して毎年 1 回を原則として立入検査を実施するものとする。

- 2 知事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、認定加工業者に対して立入検査を実施することができる。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、認定加工業者に対して随時に製造・加工状況及び加工履歴等に関する報告を求めることができる。

（勧告）

第 17 条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該行為の取りやめ若しくは当該行為が再び行われることを防止するために必要な措置又はこれらの実施に関連する公示その他必要な措置をとるよう勧告することができる。

- （1）認定加工業者について、本要綱の規定に違反する行為があると認めるとき。
- （2）認定加工業者以外の加工業者について、認定若しくは第 22 条に規定する認証を受けていると誤認させる行為その他、本要綱の運用に重大な支障を来す行為があると認めるとき。

(認定の取消し)

第18条 知事は、認定加工業者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、正当な理由があると認められないときは、認定を取消す。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (2) 第16条の規定に基づく検査等を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (3) 第16条の規定に基づく検査により鳴門わかめ商品の原料原産地に偽装が認められたとき。
- (4) この要綱の規定に基づく申請、届出又は報告を虚偽の内容により行ったとき。
- (5) 前条第1号の規定による勧告に従わないとき。
- (6) 第5条第2項第1号、第2号又は第5号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (7) その他、本要綱の運用に重大な支障を来す行為又は鳴門わかめの信用を著しく損なう行為があったとき。

2 知事は、前項の規定による認定の取消しを行う場合は、あらかじめ、認定加工業者に対し、証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

(公表)

第19条 知事は、前条第1項の規定により認定の取消しを行ったときは、認定を取り消した認定加工業者の氏名又は名称、当該事実その他必要と認める事項を公表する。

(認定取消しに伴う義務事項)

第20条 第15条の規定は、認定を取り消された認定加工業者について準用する。この場合において、本文中「第10条の規定に基づく認定期間の更新を行わず認定期間が満了した認定加工業者及び前条の規定により認定を廃止した認定加工業者」とあるのは「第18条第1項の規定に基づき認定を取り消された認定加工業者」と、第3号中「使用しないこと」とあるのは「処分すること」と、第4号中「商品の速やかな回収に努めること」とあるのは「商品を速やかに回収すること」と読み替えるものとする。

(認定加工業者の遵守事項)

第21条 認定加工業者は、食品の表示及び食品衛生に係る関係法令並びにこの要綱の規定を遵守しなければならない。

- 2 認定加工業者は、自らの鳴門わかめ商品に食品表示の問題が発生したときは、自らその責任を負わなければならない。
- 3 認定加工業者は、認定に係る記録帳票等を、実績報告期間満了後3年間保管しなければならない。

第4章 加工商品の認証

(認証マークの表示)

第 2 2 条 認定加工業者は、製造する鳴門わかめ加工商品のうち容器包装の食品表示及び生産計画数量が適正であると知事が認証したもの（以下「認証商品」という。）に、認証マークを表示することができる。

2 認証商品に使用するわかめは、全量、第 2 条第 1 号に定める「鳴門わかめ」でなければならない。

3 認定加工業者は、認証商品以外の商品に認証マークを表示してはならない。

4 第 1 項に規定する認証マークの図案については、別紙様式 1 1 のとおりとし、これに関する一切の権利は、徳島県に帰属するものとする。

（認証の申請）

第 2 3 条 認定加工業者は、認証マークを表示するときは、認証マーク表示商品生産計画（変更）申請書（別紙様式 1 2）及び当該申請書に記載した商品の容器包装を知事に提出し、申請しなければならない。ただし、第 6 条の規定により認定の申請を行おうとする加工業者は、認定の申請と同時に当該申請を行うことができる。

（認証商品の変更）

第 2 4 条 認証商品を製造する認定加工業者は、次のいずれかに該当するときは、前条に規定する書類を知事に提出し、申請しなければならない。

- （1）認証商品を新たに追加しようとするとき。
- （2）認証商品の製造・販売を中止するとき。
- （3）認証商品の容器包装の表示を変更するとき。
- （4）認証商品の販売予定数量を変更するとき。
- （5）認証マークの表示方法を変更するとき。
- （6）第 1 3 条の規定に基づく認定の承継を行うとき。

（生産計画の申請）

第 2 5 条 認証商品を製造する認定加工業者は、毎年、実績報告期間が満了する 1 ヶ月前までに翌年の認証商品の生産計画について第 2 3 条に規定する書類を知事に提出し、申請しなければならない。

（認証マークの表示審査等）

第 2 6 条 知事は、前 3 条の規定に基づく申請があったときは、速やかに審査を行い認証商品を決定する。

2 知事は、認証商品を決定したときは、申請者に対し、認証マーク表示決定通知書（別紙様式 1 3）（以下「表示決定通知書」という。）を交付する。

3 知事は、認証商品について、公表することができる。

（認証シールの発行等）

第 2 7 条 「認証シール」を認定加工業者に発行しようとする者は、認証シール発行機関指定申請書（別紙様式 1 4）を知事に提出し、知事の指定を受けなければならない。

- 2 知事は、認証シールを貼付しようとする認定加工業者に表示決定通知書を交付するときは、前項の規定に基づき指定した認証シール発行機関（以下「発行機関」という。）に対しても、これを交付する。
- 3 発行機関は、表示決定通知書に記載した発行枚数を上限に認定加工業者に対して認証シールを発行する。
- 4 発行機関は、認証シール発行状況報告書（別紙様式１５）により、前年の１２月１日から当年１１月３０日までの認証シールの発行状況を知事に報告しなければならない。

（認証マークの印刷）

第２８条 認証商品の容器包装に認証マークを印刷しようとする認定加工業者は、当該容器包装を製造後、速やかに認証マーク印刷完了報告書（別紙様式１６）に製造した容器包装を添えて知事に提出しなければならない。

（認証マークを表示する者の遵守事項）

第２９条 認定加工業者は、認証シール及び認証マークを印刷した容器包装を第三者に譲渡してはならない。

- 2 認定加工業者は認証シール及び認証マークを印刷した容器包装の使用状況等について、書類を整備し、かつ、これらの書類を実績報告期間満了後３年間保存しなければならない。

（認証商品の普及）

第３０条 県は、認定加工業者その他関係団体等と協力し、積極的に認証商品についての情報発信を行うものとする。

なお、鳴門わかめの消費拡大に係る事業を行う際は、認証商品を優先するものとする。

第５章 雑則

（機密の保持）

第３１条 認定の業務に携わる職員は、認定の業務に関して知り得た秘密を関係者以外に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

（庶務）

第３２条 この要綱に関する事務は、危機管理部安全衛生課、経済産業部経済産業政策課及び農林水産部水産振興課において処理する。

第３３条 この要綱に定めるもののほか、加工業者の認定等について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成２６年１０月２１日から施行する。

この要綱は、平成２７年５月１日から施行する。

この要綱は、平成２７年１０月２６日から施行する。

この要綱は、平成２８年６月１日から施行する。

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

この要綱は、令和３年１１月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

(別紙)

徳島県鳴門わかめ加工業者認定基準

- 第1 生産又は製造・加工から製品の出荷に至るまでの全行程で追跡が可能となる入出庫及び加工履歴の管理が行われていること。
- 第2 わかめの原料原産地について、「鳴門わかめ」原料原産地生産者証明書で確認できること。
- 第3 製造・加工された県産鳴門わかめを仕入れる場合には、全ての製造・加工業者の加工履歴を、仕入れ先から引き継いでいること。
ただし、仕入れ先が県産鳴門わかめを生産する漁業者（県が漁業協同組合と連携し、わかめの生産数量等の確認を行った者に限る）である場合は、加工履歴の引き継ぎは不要とし、当該漁業者が作成し、所属漁業協同組合が内容証明する「鳴門わかめ」原料原産地生産者証明書のみで足りるものとする。
- 第4 県が行う検査に適合していること。
- 第5 食品の表示及び食品衛生に係る関係法令を遵守していること。
- 第6 その他、徳島県鳴門わかめ認定審査委員会が必要と認める事項を満たしていること。